

公益目的支出計画に基づく実施事業

公益目的支援事業

令和7年度 募集要項

一般社団法人 九州地域づくり協会



【 募集要項についての説明 】

当募集要項は、「I、募集要件」、「II、申請手続き」、「III、事業実施について」の3つから構成されており、貴団体に該当する事業について内容をご確認下さい。

貴団体の活動内容が、当協会が支援を行う6事業（A～F）のうち、どの事業に該当するかを下記区分により選定頂き、該当する募集要項へお進み下さい。

①主な活動内容が、河川や道路等の社会資本の整備や利用等に関するイベントやフォーラム等を開催し、社会資本整備等についての啓蒙・啓発などの広報活動の場合は、(A)社会資本整備・利用等に関する広報活動等事業へお進み下さい。

②主な活動内容が、地域活性化（地域おこし）の観点からの非定期なイベントや催し等による河川や道路の愛護活動の場合は、(B)河川・道路愛護活動を通じた地域活性化活動支援事業へお進み下さい。

③主な活動内容が、河川や道路等を教材とし、小中学生等を対象とした環境学習や地域の環境保全活動等の場合は、(C)環境（体験）学習による人材育成活動等支援事業へお進み下さい。

④主な活動内容が、ボランティア・サポート・プログラムなどの日々の定期的な河川や道路等の愛護活動の場合は、(D)河川・道路等の社会資本の愛護活動支援事業へお進み下さい。

⑤主な活動内容が、九州風景街道の各ルートにおける活動の場合は、(E)地域資源の活用による活性化支援事業へお進み下さい。

⑥主な活動内容が、地震・河川水害等の災害時におけるボランティア活動や平常時等における防災・減災につながる活動の場合は、(F)防災活動等支援事業へお進み下さい。

※以上の区分においても選定出来ない場合は、以下の「問合せ先」へお尋ね願います。

【 問合せ先 】

〒812-0013 福岡市博多区博多駅東2丁目10番35号
博多プライムイースト4F **※住所が変わりました**

(一社)九州地域づくり協会 企画部 企画課
電話：(代表)092-481-3781、(直通)092-476-5680

岩崎 香織(イサキ カオリ)・秀徳 典穂(ショウドク ノリオ)
[E-mail: shien2025@qscpua.or.jp]

【 令和7年度 公益目的支援事業 募集要項 】

I、募集要件

1、[趣旨]

九州の各地域において、社会資本の整備・利用に関する広報・啓発などの活動や河川・道路等の愛護活動、環境学習による人材育成、地域活性化及び防災活動等について、ボランティアの精神で取り組む団体等を支援します。

2、[支援対象]

①地域のボランティア団体としての活動目的を有し、公益の観点にたって積極的に社会貢献活動に取り組む団体。

②九州各県において、下記5、[支援区分]の各活動支援 1)～ 3)における地域づくり等の実績を有し、意欲的にボランティア活動に取り組む団体。

③当該活動の実績について、重要な河川や道路等の活動区域となる公的な管理地の管理者又は当該市町村の長から証明が得られること。

(※ II、申請手続き 4、[申請書類等]の様式－3を参照)

※河川協力団体や道路協力団体に指定された団体につきましては、応募内容によっては、支援対象外となる部分がありますので事前にご相談下さい。(※3、[支援対象外]を参照)

3、[支援対象外]

①NPO等の市民団体のボランティア活動で特定の個人又は法人その他の団体の利益を目的とするもの。

②応募団体の自らの収益活動を企画又は運営する為のもの。

4、[支援期間]

令和7年度(令和7年4月1日～令和8年3月31日)

※領収書や振込等の請求に必要な書類等の送付期限は令和8年2月20日(金)までとします。

5、[支援区分]

1)社会資本整備に関する広報活動支援事業

(A) : ①社会資本整備・利用等に関する広報活動等事業

地域にとって重要な河川や道路等の社会資本の整備や利用等に関するイベントやフォーラム等を開催し、啓蒙・啓発などの広報を行う活動への支援を行います。

2)地域活性化等支援事業

(B) : ①河川・道路愛護活動を通じた地域活性化活動支援事業

重要な河川や道路の愛護活動を通じた地域おこし等の活動への支援を行います。

(C) : ②環境(体験)学習による人材育成活動等支援事業

重要な河川や道路等を教材に、小中学生等を対象とした環境学習や地域の環境保全活動への支援を行います。

(D) : ③河川・道路等の愛護活動支援事業

重要な河川や道路等で年間を通じて美化、清掃等のボランティア活動への支援を行います。

(E) : ④地域資源の活用による活性化支援事業

九州風景街道の各ルートが企画する年間活動計画に基づく申請への支援を行います。

3)防災活動等支援事業

(F) : ①防災活動等支援事業

主として市民団体等が行う地震や河川水害時等のボランティア活動及び防災・減災活動への支援を行います。

※各活動に対する支援内容等については、令和5年度に支援を行った事例を当協会ホームページの公益事業において掲載していますので参考にして下さい。

※重要な河川や道路とは、河川は一級河川、道路は一般国道を想定しており、支援を希望される事業を1つだけ選択して下さい。(※複数選択は不可。)

6、[支援額及び支援内容]

要項第2項における支援対象事業	支援額	計上出来る支援内容	計上出来ない支援内容
⇒ (A) 1) -①:社会資本整備・利用等に関する広報活動等事業	・原則、全体事業費の1/2程度までを基本とし、上限額30万円	・当該事業に直接必要な経費 ・熱中症予防対策としての飲料類 ・講演会等における当該団体に所属しない外部講師に対する交通費及び謝金(※1) ※1:支援出来る謝金は、1回につき1人に対して上限額1万円。	・謝金(※1を除く)、人件費、飲食費(弁当代、会議等における食事代、懇親会費) ・事務局経費(光熱費等)、パソコン、カメラ等の通常使用する機器の購入 ・景品の購入
⇒ (B) 2) -①:河川・道路に関する活動を通じた地域活性化活動支援事業			
⇒ (C) 2) -②:環境(体験)学習による人材育成活動等支援事業			
⇒ (F) 3) -①:防災活動等支援事業			



要項第2項における支援対象事業	支援額	計上出来る支援内容	計上出来ない支援内容
⇒ (D) 2)ー③:河川・道路等の愛護活動支援事業	•原則、 上限額 20万円	<ul style="list-style-type: none"> ・当該事業に直接必要な経費 ・熱中症予防対策としての飲料類 ・申請可能な草刈り機等の機具整備費は、原則、当該年度あたり概ね5万円以内。 <p>【※必須申請書類】</p> <ul style="list-style-type: none"> (a)除草等の面積、作業日数、作業人員等がわかる作業計画書 (b)当該機材について、今後概ね5年間の年割り整備及び維持管理計画書 <ul style="list-style-type: none"> ・申請額と全体事業費に概ね差がなく、申請額が概ね10万円未満の場合は、原則、全ての保険料、苗代及び肥料代等の全額。 ・申請額と全体事業費に概ね差がなく、申請額が概ね10万円以上～20万円以下の場合は、原則、 $10万円 + (申請額 - 10万円) / 2$ 	<ul style="list-style-type: none"> ・謝金、人件費、飲食費(弁当代、会議等における食事代、懇親会費) ・事務局経費(光熱費等)、パソコン、カメラ等の通常使用する機器の購入 ・景品の購入  

要項第2項における支援対象事業	支援額	計上出来る支援内容	計上出来ない支援内容
⇒ (E) 2)ー④:地域資源の活用による活性化支援事業(九州風景街道)	原則、全体事業費の1/2程度までを基本とし、上限額30万円 ※各団体別に、当該活動趣旨に基づく年間活動計画、実施成果及びその効果等を総合的に評価して決定。	<ul style="list-style-type: none"> ・当該事業に直接必要な経費 ・熱中症予防対策としての飲料類 	<ul style="list-style-type: none"> ・謝金、人件費、飲食費(弁当代、会議等における食事代、懇親会費) ・事務局経費(光熱費等)、パソコン、カメラ等の通常使用する機器の購入 ・景品の購入

II、申請手続き

1、[申請期間]

令和6年11月1日(金)～令和6年12月20日(金) 17時(厳守)

2、[申請件数]

応募数は、1団体あたり1件とします。(応募団体等の代表者や運営形態等から実質同一組織と見なされる場合は、複数の応募があっても1団体1件の応募扱いとします。)

3、[申請方法]

申請方法は、原則、Eメールによる申請受付のみとします。

(※原則、郵送及びFAXによる申請受付は不可とします。)

※【ご注意】：申請時のEメール送信の際、当方からの『申請完了』返信メールの受信完了により『申請完了』と判断しますので、くれぐれもご注意頂きますようお願い申し上げます。

※【申請受付Eメールアドレス】： shien2025@qscpua.or.jp

4、[申請書類等]

支援事業の申請書類は以下のとおりであり、その際の各様式は、当協会ホームページよりダウンロードして下さい。

なお、5年以上支援実績のある団体については、これまでの活動内容等を確認のうえ、今後の支援継続の是非を判断します。

また、以下の各様式については、隨時変更することもあるので必ず確認して下さい。

申請書類	申請書類の内容等	提出形式	備考
様式-1	令和7年度 公益目的支援事業 申請書	エクセル (※注2)	必須
様式-2	事業概要		
様式-3	活動内容証明書（印あり）		
その他 の資料	・事業箇所位置図、(※注1)予算書、決算書、会則[規約等] ・機具申請に必要な資料(作業計画書等) ←※ (D)のみ	PDF 又は JPG (※注3)	任意
	・【継続申請のみ】前年度までの成果		
	・活動説明資料等(新聞記事、パンフ等を含む)		

※注1：予算書、決算書及び会則[規約等]については、当該団体が会員に公表している最新のものを提出願います。

※注2：様式-1, 2のエクセル形式はロックされており、行数変更等は出来ません。

※注3：JPG形式については、デジカメやスマートフォンによる撮影データも可とします。

5、[選定方法]

- ①申請者に対しては、必要に応じてヒアリングを行います。
- ②事業の選定に当たっては、公益目的支援事業審議委員会において審議を行い、理事会の承認を経て、選定する事業を決定します。
- ③選定結果は、4月上旬、全申請者へ原則メールにて通知致します。
- ④選定内容に関する問合せについては応じかねます。

III、事業実施について

1、[事業実施に伴う重要事項]

- ①支援事業は申請書類にもとづき、誠実に申請を行った事業実施者が行うものとします。
- ②事業実施にあたり、事業実施者は、広報用の掲示物、配布物等には当会の助成事業である旨を明記して下さい。
- ③報告頂いた事業の実施状況や成果報告書については、今後、当協会の広報誌やホームページ等において広く紹介するとともに、活動状況報告会等において発表をお願いすることもあります。
このため、掲載頂く人物写真等の個人情報、肖像権については、必ず貴責任により、事前に使用承諾を取っておいて下さい。
- ④助成金の執行状況について、現地において帳簿等の資料類を確認させて頂くことがあります。

2、[事業完了後の手続き]

助成対象活動の完了後速やかに、通知書に記載されている活動分類Ⅰ・Ⅱに該当する関係書類を提出して下さい。

※電子帳簿保存法改正に伴い、請求・報告関係書類(請求書、報告書、添付資料等)につきましては、原則、全てA4版のPDFデータにしてメール送信願います。
併せて、個別の写真データは、別途、JPGにてメール送信願います。

※なお、完了報告書の不備や提出期限を越えた場合は、次年度以降の申請をお断りするとともに極端に悪質な場合は、支援金の支払いを中止する場合もあるので、くれぐれもご注意願います。

【活動分類Ⅰ】(通知額が10万円を超える場合)

- ①様式-4：請求書
請求書を提出する際、全体事業費の精算とそのうち公益事業支援項目がわかる資料(様式-4-1)とともに、事業実施に伴う領収書等を提出して下さい。
- ②様式-5：活動成果報告書
当協会において公益事業の記録集に掲載するため、実施事業の内容がわかる資料(様式-5)、パンフレット(任意提出)、配布資料、新聞記事等(掲載のみ)及び事業実施がわかる写真等を送信して下さい。
- ③様式-7：領収書
請求書等の提出後、書類審査を行い、問題等がなければ指定の口座に支援金を支払います。
入金確認後、様式-7(領収書)に必要事項を記入のうえご送信願います。

【活動分類Ⅱ】(通知額が10万円未満の場合)

- ①様式-6：請求・報告書
請求金額を記載し、活動状況のわかる写真を申請行事ごとに添付して下さい(様式-6-1)。
併せて、事業実施に伴う領収書等をご送信下さい。
 - ②様式-7：領収書
請求書等の提出後、書類審査を行い、問題等がなければ指定の口座に支援金を支払います。
入金確認後、様式-7(領収書)に必要事項を記入のうえご送信願います。
- ※上記様式等については、(一社)九州地域づくり協会のホームページに掲載しますのでダウンロードをお願い致します。